

「小樽市いじめ防止基本方針」（令和 6 年 9 月改定）の概要

改定の趣旨

- ・ 「いじめ防止対策推進法」第 12 条を踏まえ、北海道がいじめの問題への取組の更なる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和 5 年 3 月に「北海道いじめ防止基本方針」の一部を改定したことから、「小樽市いじめ防止基本方針」を改定する。

主な改定内容

第 1 章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ 校長のリーダーシップの下、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応
- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもった積極的ないじめの認知

第 2 章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策

- ・ 望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の充実
- ・ 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない「生命（いのち）の安全教育」の推進
- ・ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒や「多様な背景を持つ児童生徒」に対して、適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組の推進
- ・ 児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組の推進

第 3 章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

- ・ いじめを発見した時の連絡相談窓口等の児童生徒、保護者、関係機関等への周知
- ・ 管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成
- ・ 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるための個と集団への働きかけ

第 4 章 重大事態への対処

- ・ 市長の判断による、緊急の総合教育会議による協議・調整 等